

今月はシリーズで「老老相続」の問題についてその対処法などを解説しています。第3回目は認知症を発症して意思能力を失う前に行う対策として、任意後見制度の活用以外にも、信託や遺言書の作成など具体的な対策を解説します。

### 1. 信託の活用

信託とは、信じて託すことです。委託者の財産を信頼できる人に託して財産の管理・運用を任せ、その利益を委託者本人が受ける場合と第三者が受ける場合とに区分されます。

委託者と受益者が同じであれば贈与税などの課税関係は生じませんが、異なるときは委託者から受益者に贈与があったものとみなされて贈与税が課されることになります。

信託財産は受託者の名義に変更されることから、委託者の意思能力が失われても資産凍結にはなりません。また、受益者に意思能力がない場合でも、信託契約は委託者と受託者で契約が成立し、受益者は一切契約に関わることはありません。たとえば、婚姻期間が20年以上の夫婦間の贈与で居住用不動産を贈与を行う場合でも、受贈者である配偶者が意思能力を失っていても、委託者と受託者が信託契約を結び、配偶者を受益者として指定すれば「他益信託」となりその居住用不動産の贈与があったものとみなされ、贈与税の配偶者控除の適用を受けることができるなど、相続対策として信託を活用する場面が多くあります。

### 2. 遺言書作成

遺言書を残すことによって自分の財産を誰にどのように残したいかを明確にすることができることや、相続人以外の者に対して遺産を遺贈することができ、相続人間の相続争いを防止することなどの効果が期待されます。

遺言能力の判断については、取引行為とは異なり、基本的にそれほど高い能力を予定していないものとされています。取引行為における行為能力は成年年齢としています（民法4、5）が、遺言能力は15歳としている（民法961）ことから推測できます。

公正証書遺言は無効となる確率は低いと思われませんが、遺言者がアルツハイマー型認知症や脳血管性認知症などを発症していた場合には、公正証書の遺言書であっても遺言書は無効であるとする判決も少なくありません。また、認知症の診断を受けた遺言者がした公正証書の遺言書で、遺言内容が複雑であったり、不合理不自然なものである場合にも遺言書は無効とされている事例もあります。

### 3. 生前給付金付終身保険の活用

高齢者が長期間に渡り贈与を実行したいと考える場合に、途中で認知症になってしまうなどの事由で、贈与の意思表示が困難となることも予想されます。そこで、終身保険の保険金の一部を生存給付金として受け取ることができる商品を活用して推定相続人等を受取人としておけば、その生存給付金を受け取った都度、みなし贈与があったものとして贈与税の課税の対象とされます。

生存給付金による贈与は、相続税法の規定に基づくみなし贈与に該当し、相続税法5条（贈与により取得したものとみなす場合）の規定に基づき課税されることから、民法上の贈与のように贈与者と受贈者の意思表示の有無に関わらず贈与税が課されることとなります。したがって、将来の相続税の税務調査において、贈与が否認される心配がなく、確実な財産移転を図ることができます。

民法上の贈与は、贈与者が認知症などで意思表示が困難となった場合、実行することが不可能となりますが、生存給付金については、仮に契約者が意思表示が困難となっても当初の契約に基づき生存給付金の支払が継続して行われる点でも相続対策として有効です。

### 4. 養子縁組の検討

養子縁組の制度の本来の目的、存在理由は、未成年養子縁組といって親のいない未成年者のための教育、監護、福祉を養親が行うための制度にあるとされています。また、成人について養子が認められています。養子が成人の場合は人為的な家族関係の創設、そして副次的に財産の承継、家庭内経済協力等にあるとされています。

実務では、主として養子縁組は、養親の老後の扶養や遺産相続の後継者確保などを目的としてなされます。養子は、具体的な血縁とは無関係に、人為的にいわば法律の擬制によって本人の子として扱われます。そのため、養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から血族間における同一の親族関係が生じ、実子も養子も同じ相続分を有し、かつ、遺留分も認められます。民法上、養子の数に制限はありません（尊属や年長者を養子にすることはできません）が、安易な養子縁組が相続争いの原因となったりすることも考えられるので、注意をしたいと思います。（文責：山本和義）